

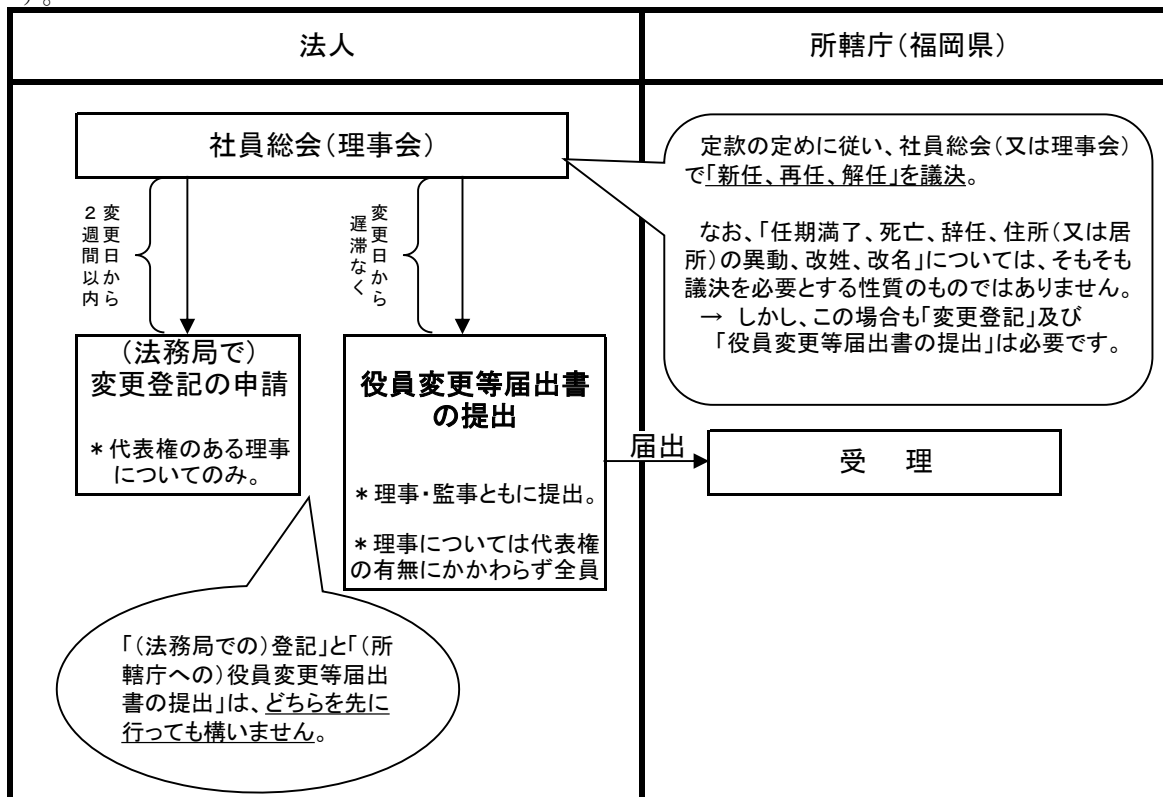
### 第3章 役員を変更する場合の手続

#### 1 役員変更等届出

##### (1) 手続の流れ

役員の名前又は住所若しくは居所に変更があった場合は、遅滞なく所轄庁に変更後の役員名簿を添えて届け出なければなりません。具体的には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓、改名の場合になります。

なお、市町村合併や区画変更により、住居表示が変更された場合も同様に届出が必要です。



〈参考〉平成24年4月1日から、NPO法及び組合等登記令の改正により、「理事の代表権の範囲又は代表権の制限に関する定め」が登記事項となりました。これにより、代表権のある理事のみを登記することとなりました。代表権のある理事に変更があった場合（再任も含む）には登記の変更手続が必要です。

**理事だった者が監事に就任した場合も役員変更等届出書を提出するの？**

提出する必要があります。  
詳しくは、[Q&A 9] (108ページ) をご覧ください。

**理事長(代表者)が単なる理事(いわゆる平理事)になった場合も役員変更等届出書を提出するの？**

提出する必要はありません。ただし、代表者変更の登記をする必要がある場合があります。詳しくは、[Q&A10] (108ページ) をご覧ください。